

綾瀬市立学校給食センター警備委託仕様書

この仕様書は、警備業務の大要を示すものであって、軽微な部分又は記載なき事項があっても、警備上必要な作業は委託料の範囲内で実施しなければならない。

① 業務内容（令和2年6月～令和7年5月）

- 1 警備は、機械警備とする。
- 2 警備時間は平日（年末年始は除く）は午後4時30分から翌日の午前8時までとし、土曜・日曜・祝日・年末年始は午前8時から翌日の午前8時までとする。
- 3 警報機の作動及び解除の操作に関しては、発注者の最終退出者及び最初の入館者がこれを行うものとする。
- 4 警備実施時間は、警備対象建物が無人の状態となり、警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。
- 5 警備開始時の取り扱いについては、発注者側のカードリーダーの操作により自動的にON（作動）の信号を確認し警備を開始する。
- 6 警備終了時の取り扱いについては、発注者側のカードリーダーの操作により自動的にOFF（解除）の信号を確認し警備を終了する。
- 7 警備実施中に、学校給食センター職員等が警報機の解除をした時は、警備を開始するまでの間、発注者の責任において警備をするものとする。
- 8 警報機設置場所は、学校給食センターとし、設置数については外部との各出口及び窓を完全に網羅し、死角ができない数量とすること。
- 9 警報装置については、警備対象建物で発生した異常事態を警備会社の事業所へ自動的に通報する機能を有すること。
警備会社の事業所においては、警備実施中、警報受信装置を間断なく監視するとともに、異常事態が発生したことを感知したときは、警備員を速やかに急行させること。また、警備員は異常事態を確認後、事業所にその状況を連絡し、必要に応じて発注者の緊急連絡者に通報するとともに、異常事態の拡大防止に当たること
受注者は、警備実施中における警備状況について、その報告書を発注者に提出すること
- 10 警備実施に必要な鍵は、発注者、受注者相互に預託し、預託された鍵は、それぞれが厳重な取り扱いと保管をする。
- 11 受注者は警報装置の性能を十分に発揮できるよう、適宜保守点検を行い、点検の都度、発注者にその状況を報告する。
- 12 報機の設置にあたっては、既に設置済の火災報知機とガス警報機と連動させる。

② 環境配慮基本方針

市が契約事務事業（委託）実施するに当って、次の要件を考慮する。

- 1 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- 2 資源やエネルギーの消費量が少ないこと。
- 3 再使用やリサイクル可能な部材が使用されていること。
- 4 廃棄物が発生する場合、適正な処理や処分がされていること。

③ その他

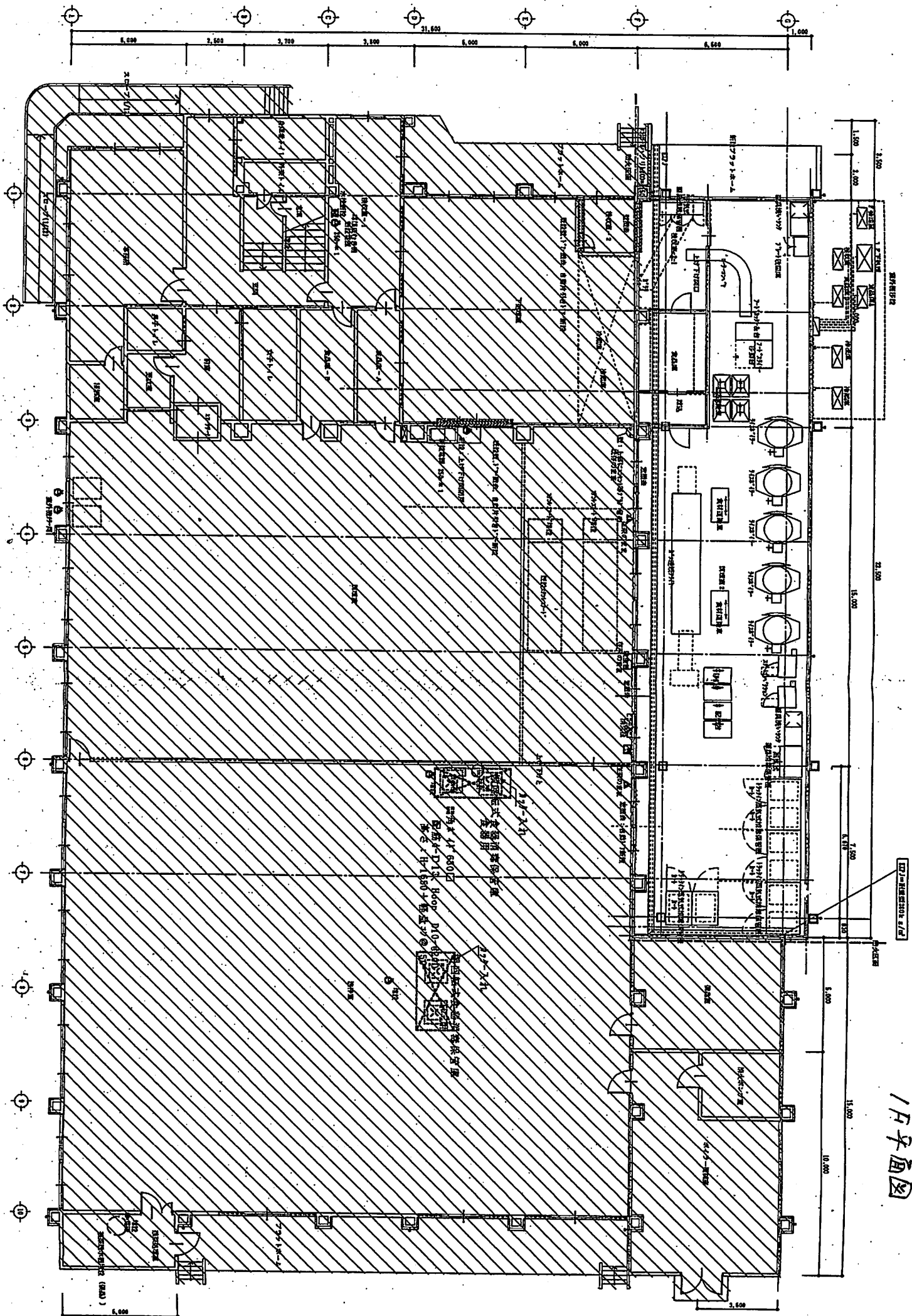
最低賃金法に定める趣旨を遵守すること。

本契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、次年度以降の予算が減額又は削除された場合は、契約の変更又は解除することがある。

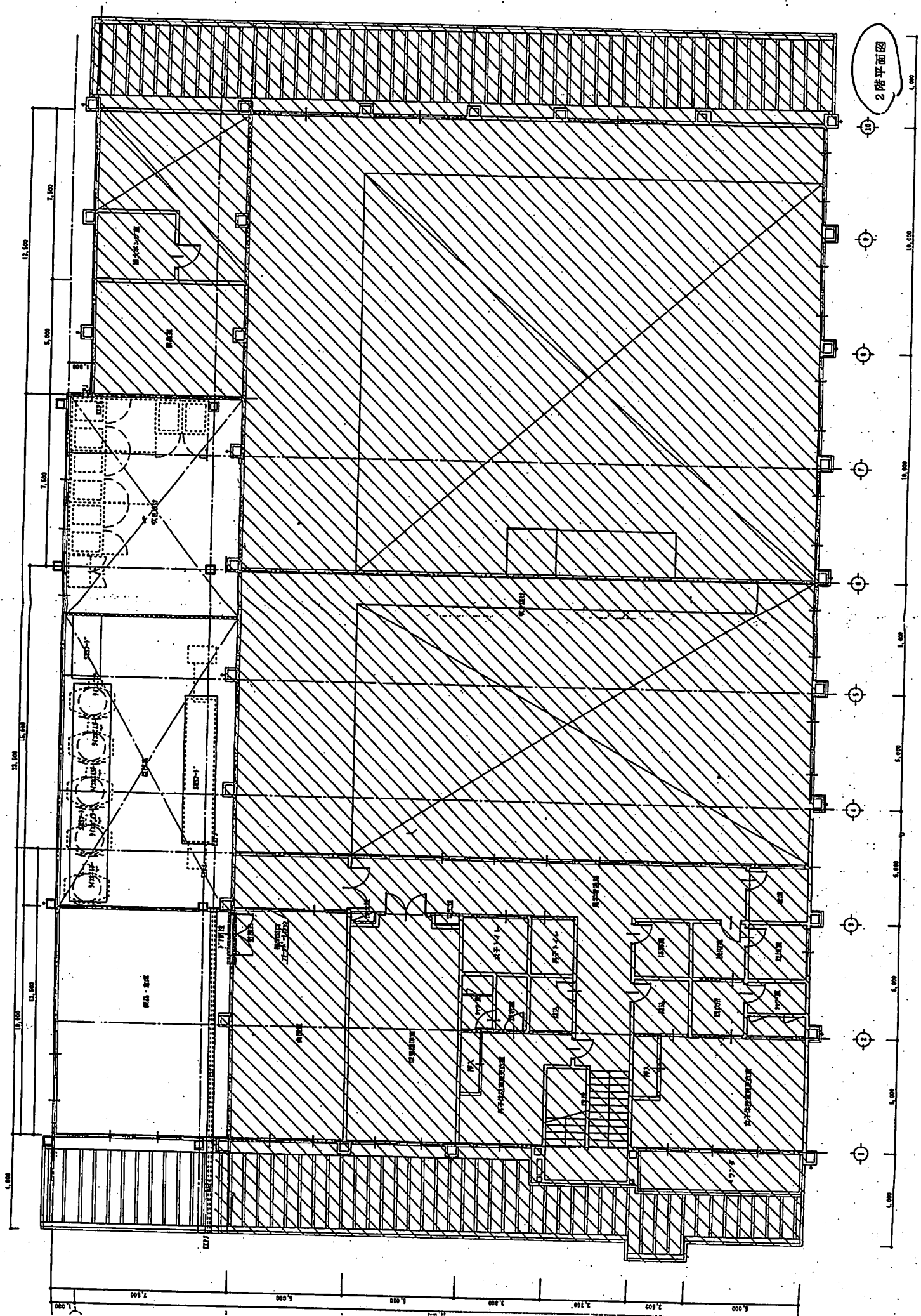
なお、この仕様書について、疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議の上、解決するものとする。

機械警備に伴う機器設置数

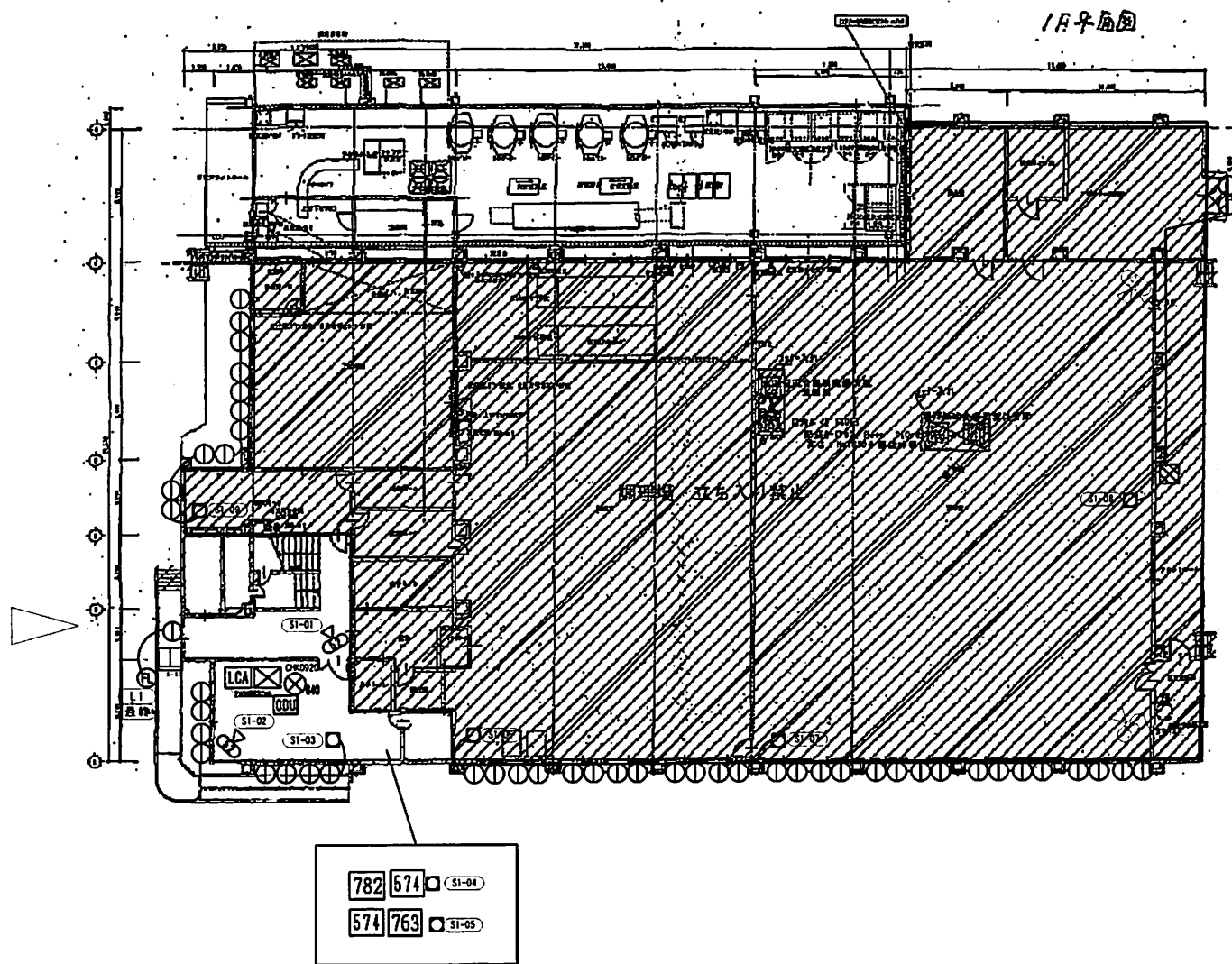
RXコントローラー	1
カードリーダー・スティック露出	1
従来センサー・インターフェース	7
無線通信アダプター	1
フラッシュライト	1
マグネットセンサー	50
操作表示器・スティック	1
インフラレッドセンサー	9
ツインミラー空間センサー	2
パワーユニット	1
シャッターセンサー	1
カードキー	10



2 楼平面图



(測 定 図 紙)



備考

方位



非常通報用警報機器使用条件

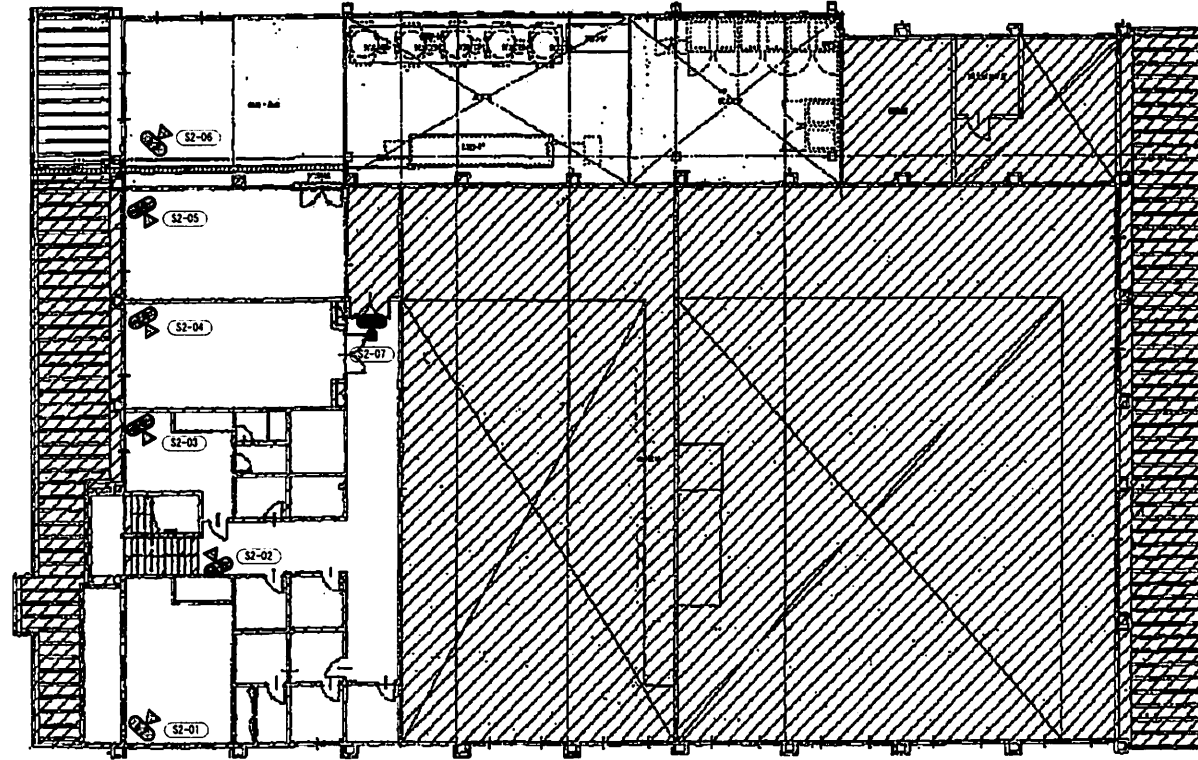
備	注	説	明
移動式印刷エリア			

図名

1F平面図

図番	作成者	検閲者	作成年月日
			2015.05.25
			1 / 2

(通電機)



備考

方位



非常通報用警報機器使用条件

研 設	機 器	種 類	位 置
移動式有線エリア			

図名

2F平面図

図番

作成者

検図者

作成年月日

2015.05.25

シート 2 / 2

